

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人セキュリティ対策推進協議会と称し、英語表記 Security Promotion Realizing sEcurity meAsures Distribution とする。

2 当法人の略称を「SPREAD」とする。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、情報セキュリティについて、詳しく、わかりやすく・適切にアドバイスできる人材を育成・支援することにより、ITで困っている人を『置き去りにしないセキュリティ』を実現し、社会全体が安心してインターネット等を利用できる環境を創り上げることに貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 情報セキュリティ対策に関する調査研究及び情報発信
- (2) 情報セキュリティ対策に関する情報発信網の整備
- (3) 情報セキュリティ対策をサポートする人材育成のための教育活動
- (4) 情報セキュリティ対策に関する認定制度、資格検定制度等の企画、運営
- (5) 情報セキュリティ対策に関する講演会、勉強会、シンポジウムの企画、開催、運営
- (6) 情報セキュリティ対策推進のための内外諸団体との交流及び協力
- (7) その他当法人の目的達成に必要な事項

第3章 会員等

(会員の種別)

第5条 当法人の会員は、次の6種とし、幹事会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 幹事会員

当法人の目的に賛同し、積極的に当法人の活動を推進する法人又は団体。社員総会

における議決権を有する。

(2) 個人賛助会員

当法人の目的に賛同し、当法人の活動を支援する個人。

(3) 法人賛助会員

当法人の目的に賛同し、当法人の活動を支援する法人又は団体。

(4) 個人特別会員

当法人の目的に賛同し、特別な資格等を所有し、その能力をもって当法人の活動を推進する個人、または理事会で承認された個人。

(5) 法人特別会員

当法人の目的に賛同し、当法人の活動を推進する公共団体又は非営利団体。

(6) 一般会員

当法人の目的に賛同し、積極的に当法人の活動を推進する個人であり、当法人が指定する資格を有する者。

(入会)

第 6 条 当法人に入会しようとする者は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) 当法人の事業について貢献する意思を有すること。

(2) 当法人または当法人と類似する目的を有する団体から除名等の不利益処分を受けたことがないこと。

2 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(会費)

第 7 条 会員は、理事会において別に定める細則に従い、会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 8 条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(3) 当法人から除名されたとき。

(退会)

第 9 条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。但し、退会の届出は退会の 1 カ月以上前に行わなければならないものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会できるものとする。

(除名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の 1 週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納付した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。
- 3 社員たる幹事会員が、第 8 条、第 9 条、第 10 条の各号により、幹事会員たる資格を喪失したときは、社員たる地位を喪失する。

第 4 章 社員総会

(構成)

第 12 条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 計算書類等の承認
- (6) 会員の除名
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 カ月以内に開催する。臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 社員総数の 5 分の 1 以上から社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 24 条第 5 号の規定に基づいて招集するとき。

(招集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、副会長が招集する。

第 16 条 社員総会を招集する場合には、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記した書面又は電磁的方法により、開会の日の 1 週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、会長とする。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第 18 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 21 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上

(2) 監事 1 名以上

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

3 代表理事を会長とする。

4 理事のうち 2 名以内を副会長とすることができる。

5 理事のうちから、業務執行理事若干名を定めることができる。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ理事会が定めた順序により副会長がその職務を代理し、またはその職務を行う。業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより当法人の業務を執行する。

4 会長、副会長及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、当法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況または業務の執行について不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、代表ならびに理事会に対してその是正を要求すること。
- (4) 前号の結果相当の期間に是正が実現しない場合にはこれを総会に報告すること。
- (5) 前号のために必要がある場合は、自ら総会を招集すること。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第 28 条 当法人は、理事及び監事の一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、業務執行理事の選任及び解職

(種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度中に2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長に事故若しくは支障があるときは副会長が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 事務局

(事務局)

第35条 当法人の事務処理のため事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第37条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第9章 解散

(剰余金の分配の禁止)

第38条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第39条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、一般法人法の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

第40条 当法人の公告は、電子公告により行う。事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。